

# ビジネスしつもんコンサルティング契約書

## 【必ずお読みください】

### 「契約」とは？

お互いに法的な約束・合意をすることをいいます。

少し難しい表現ですが、当事者の一方の「申込」ともう一方の当事者の「承諾」により契約が成立します。

契約が成立するとお互いに権利と義務が発生します。したがって、口頭でも契約は成立します。

### 「契約書」とは？

契約があったこと、また契約の内容を証明するものです。

お互いの思い違いや「言った／言わない」などのトラブルを防ぐために書面に記録したもののことです。

### そこで

お互いに約束・合意した内容は、この契約書に必ず記載するようにしましょう。

もし、約束・合意したことが記載されていなかったり、約束・合意していないことが記載されている場合には、トラブルの原因となりますので、署名（記名）押印する前に、お互いに確認しましょう。

\_\_\_\_\_（これより「お客様」といいます）と\_\_\_\_\_（これより「しつもんコンサルタント」といいます）とは、お客様の事業発展に寄与するため、次のとおりビジネスしつもんコンサルティングに関する委任契約（これより「この契約」といいます）を締結します。

#### 第1条（業務の内容）

お客様は、お客様の事業支援を目的として、経営に関する次の業務（これより「この業務」といいます）をしつもんコンサルタントに委託することを申し込み、しつもんコンサルタントはこれを承諾します。

- (1) しつもん経営会議（月\_\_\_\_回、\_\_\_\_時間以内/回とします）
- (2) 社長しつもんセッション（月\_\_\_\_回、\_\_\_\_時間以内/回とします）
- (3) 従業員しつもんセッション（月\_\_\_\_回、\_\_\_\_時間以内/回とします）
- (4) 上記に付随する通信機器を利用した遠隔相談

#### 第2条（契約期間）

この契約は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日より\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月末日とします。

- 2 この契約は、期間満了の1ヶ月前までに、書面により契約終了する旨の通知がなされないときは、同一条件で自動的に\_\_\_\_\_間延長され、以降も同様とします。

#### 第3条（業務の対価）

お客様は、しつもんコンサルタントに対して、この業務の対価として、月額\_\_\_\_\_円（消費税別）を支払います。

- 2 前項の支払い方法は、前月末日までにしつもんコンサルタントの指定する次の金融機関に振込送金となります。なお、振込手数料はお客様の負担とします。

金融機関名 \_\_\_\_\_  
支店名 \_\_\_\_\_支店  
名義人 \_\_\_\_\_  
名義人カナ \_\_\_\_\_  
種別 \_\_\_\_\_  
口座番号 \_\_\_\_\_

- 3 この契約の開始日や終了日により1ヶ月未満となる場合でも、第1項に定める全額となります。

#### 第4条（諸経費の負担）

しつもんコンサルタントがこの業務を遂行するために、交通費、宿泊費、通信費、資料代、施設利用費、飲食費、第三者への委託費などの諸経費を必要とする場合は、その都度、お客様との協議により、負担者及び支払い方法を決定するものとします。

#### 第5条（業務の日程）

業務の日程は、原則として\_\_\_\_週間前までに協議により決定します。

- 2 前項により決定した日程は、原則として変更できません。ただし、相手方の同意ある場合を除きます。
- 3 次の場合、業務の一部または全部を翌月に延期することができます。
  - （1）相手方の事前の承諾がある場合
  - （2）天災地変、交通障害などによる場合

#### 第6条（施設の利用）

しつもんコンサルタントは、この業務を遂行するために お客様 の事務所などの施設を利用する必要がある場合、当該施設を無償で利用することができます。

#### 第7条（情報・資料などの提供）

しつもんコンサルタントは、この業務を遂行するために必要な お客様 が保有する情報や資料などをお客様から無償で貸与や提供を受けることができます。

#### 第8条（秘密保持義務）

お客様 と しつもんコンサルタント は、この契約の期間中及びこの契約の終了後、この契約により相手方より開示された業務上・営業上・技術上・人事上の秘密情報（有形無形を問いません）を第三者に提供しないものとします。なお、相手方の書面による事前の承諾ある場合や次に該当する情報は含まれません。

- （1）相手方から開示された時に、すでに自ら所有していたことが証明された情報
  - （2）相手方から開示された時に、すでに公知であった情報
  - （3）相手方から開示された後に、自らの責めによらず公知となった情報
  - （4）相手方から開示された後に、正当な権限をもつ第三者から適法に入手した情報
  - （5）法令の定めに基づき官公庁から提供することを強制された情報
- 2 お客様 と しつもんコンサルタント は、自己の責任においてこの業務に関与する自己の役員や従業員などに前項の秘密保持義務を遵守させるものとします。

#### 第9条（競業避止義務）

しつもんコンサルタントは、お客様と同種の事業を営む場合や同種の事業を営む事業者とコンサルティング契約を締結する場合には、事前に お客様 の承諾を必要とします。

#### 第10条（再委託の禁止）

しつもんコンサルタントは、お客様 による事前の承諾がない限り、この業務の全部または一部を第三者に再委託できません。

#### 第11条（契約の譲渡禁止）

お客様としつもんコンサルタントは、相手方の書面による事前の承諾がない限り、この契約に基づく権利や義務の全部または一部を第三者に譲渡することはできません。

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

お客様としつもんコンサルタントは、自己（自己の役員や従業員あるいは代理人を含みます）が次のいずれにも該当しないことを表明し、さらに将来にわたっても該当しないことを確約します。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（これより「暴力団員等」といいます）
- （2）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （3）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （4）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- （5）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- （6）暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 お客様としつもんコンサルタントは、自己または第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしないことを確約します。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- （5）その他前各号に準ずる行為

3 前2項に該当したときは、相手方は何らの通知や催告をすることなくただちにこの契約を解除することができます。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、相手方に対して何らの請求もすることができません。一方、相手方に生じた解除による損害については、賠償しなければなりません。

#### 第13条（契約の解除）

お客様としつもんコンサルタントは、次のいずれかにでも該当したときは、相手方は何らの通知や催告をすることなくただちにこの契約を解除することができます。

- （1）この契約に違反したとき

- (2) 手形、小切手を不渡りにするなど支払停止の状態に陥ったとき
- (3) 仮差押え、差押え、仮処分、競売、滞納処分などの申立てを受けたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算などの手続き申立てを受けたとき、  
または自ら申立てをしたとき
- (5) 解散もしくは営業の全部や重要な一部を第三者に譲渡したとき
- (6) その他上記に類する不信用な事実があるとき

#### 第14条（お客様による解約）

お客様は、第2条に定める契約期間中はこの契約を解約することができません。

- 2 お客様は、前項の定めにかかわらず、解約申し入れの日から契約期間満了までの第3条に定める対価を支払うことにより、ただちにこの契約を解約することができます。

#### 第15条（損害賠償）

お客様としつもんコンサルタントは、この契約に違反して相手方に損害を与えた場合、この契約の解除（前2条による契約の解除や解約を含みます）の有無にかかわらず、その損害について賠償する責任を負います。ただし、自らの責に帰すことができない事由から生じた損害については含まれません。

#### 第16条（免責）

しつもんコンサルタントは、お客様に対して、この業務に関して何らかの結果を保証するものではなく、故意または重大な過失による場合を除いて一切の責任を負いません。

#### 第17条（専属的合意管轄）

この契約に関する訴訟については、\_\_\_\_\_簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第18条（特約）

- この契約には、特約（特別の約束）が含まれていません。
- この契約には、後記【特約の表示】に記載されている内容の特約（特別の約束）が含まれています。したがって前条までの定めと特約が抵触する場合には、特約が優先します。

#### 第19条（協議事項）

この契約書に定めのない事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令によるほか、お互いに誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各自記名捺印の上、それぞれ1通を保有します。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

お客様

印

しつもんコンサルタント

印

【特約の表示】